

学生協ニュース

No.22

東北大学学生生活協議会広報委員会

寮連からの「抗議文」に対して、既に説明している旨回答しました

平成12年10月25日付けで届けられた東北大学学生寮自治会連合(寮連)名義の「抗議文」の内容は「公開質問状」に「回答することを要求する」というものです。併せて日就寮(11月1日付け)、有朋寮(11月8日付け)からも「抗議文」が届きました。「学生協ニュースNo. 16」でお知らせしましたように、「公開質問状」の内容は、平成11年度に有朋寮および日就寮に不法に入居していた者たちに対する、一定期間の「入寮禁止措置」につきその根拠を示せということに要約されます。

この有朋・日就の2寮への一時的「入寮禁止措置」については、既に「学生協だよりNo. 12」で説明していますが、「公開質問状」に対する8月11日の回答で改めて説明しました。このような経緯から、寮連の「抗議文」に対してさらに説明を重ねることはしない旨、11月9日に学寮専門委員会(学寮専)委員長名で回答しました。

これまでの経過は以下のとおりです。この「公開質問状」の提出の際には、郵送を求めた学生生活協議会(学生協)に対し、当時の学寮専委員長に暴力的行為を伴う「手渡し行動」が7月6日にあり、7月7日付けの文書で「厳重注意」したところです。

寮連は、入寮募集停止解除の3条件の一つである「暴力的行為についての謝罪と見解」に対する平成12年2月18日付けの回答文(「学生協だより No. 12」参照)で「学寮専委員長や事務官に対する拘束等があったことについて、これを認め謝罪する」とし、その上で「今後は同様の行為を行わない」としています。しかし、この「手渡し行動」の際の暴力的行為は明らかにこの「謝罪」に反していますが、寮連はこの行為に対して何ら謝罪することはありませんでした。

そして寮連は7月10日に「公開質問状」を郵送によって提出しましたが、学生協は上記のとおり8月11日に副総長名で回答をしています。

「入寮禁止措置」の対象となった学生から、期間中に他寮への入寮願は提出されていません

不法に居住を続けた学生に対する一時的「入寮禁止措置」は、有朋・日就の2寮を対象としています。このため、一時的「入寮禁止措置」の対象者であっても、学寮に入寮希望の者は2寮以外への入寮を願うことができます。このことは再三説明し、また対象者にも勧めてきました。しかし、これまで入寮禁止期間中に2寮以外の寮に入寮願を提出した学生はありませんでした。

2寮への一時的「入寮禁止措置」期間終了後、 入寮願を提出した学生は入寮が許可されています

大学の再三にわたる説得や退去勧告にも関わらず平成11年度に有朋・日就の2寮に不法に居住を続け、一時的「入寮禁止措置」の対象となった学生のうち、本年7月19日および10月19日に入寮禁止期間が終了し、大学に入寮願を提出した者は入寮が許可されています。

寮連および2寮には、不法入寮者を作り出した 不法な「自主募集」の責任があります

寮連および有朋・日就の2寮は、平成11年3月まで、大学が入寮募集を停止しているにも関わらず、入寮可能であると繰り返し宣伝し、不法な「自主募集」を行い、多くの新入生を不法に入居させ、その結果多数の新入生が有朋・日就の2寮から退去を余儀なくされました。また、一部の新入生は、大学の説得や勧告にも関わらず不法に入居を続け不法入寮者となってしまいました。入寮停止解除の際の回答文における謝罪・反省でも明らかなように、このような混乱を引き起こした責任は、寮連および2寮にあります。

有朋・日就の2寮への一時的「入寮禁止措置」を「公開質問状」や「抗議文」という形で改めて問題にするなどして自らの責任を大学に転嫁することはやめ、21世紀に向けた建設的な思考を望みます。